《主な資格取得ルート図》

○制度改正により平成29年度以降の資格取得ルートは下記のようになりました。

※2017～2026年度の経過措置として介護福祉士養成施設卒業者は、5年間期限付きで介護福祉士の資格が与えられます。また、この間に国家試験に合格するか5年間継続して介護などの業務に従事すれば、5年経過後も介護福祉士の資格を保持することができます。

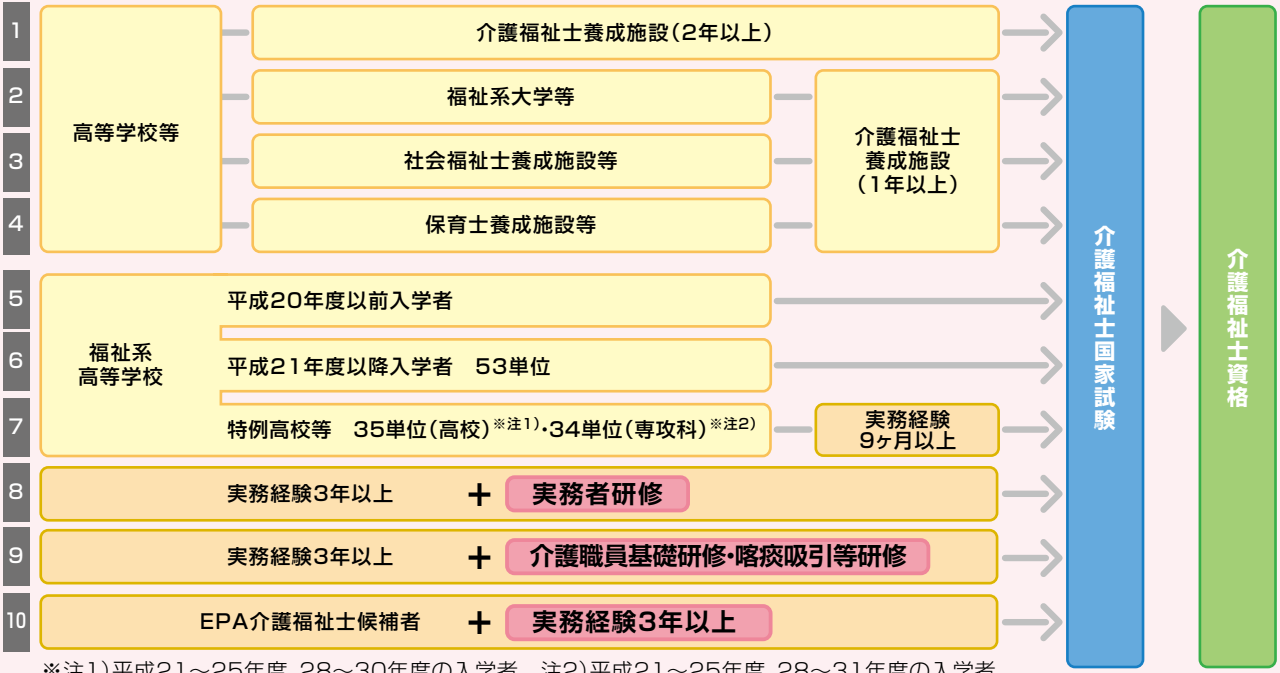

※注1）平成21～25年度、28～30年度の入学者　注2）平成21～25年度、28～31年度の入学者